

# 令和5年度 宮崎県多面的機能支払交付金 取組方針

令和 5年 5月30日

宮崎県多面的機能推進協議会

本方針については、宮崎県多面的機能推進協議会を中心として、着実な事業推進及び認定農用地面積の更なる増加を図るため、以下の内容について取り組むこととする。

## 1 取組目標

- (1) 市町村推進活動目標について達成する。【目標達成：23市町村】
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携に向けて、活動組織への啓発普及を図る。  
【広域化：9市町村】 【1改良区1組織：1市町村】
- (3) 活動終期を迎えた組織について、活動の継続を促進する。
- (4) 令和5年度新規設立組織の着実な計画認定を支援する。【R5新規：8組織】
- (5) 対象面積が大きくカバー率の低い重点市町村（都城市・えびの市）について、定めた課題解決に向けて事業推進する。
- (6) 畑地帯において事業を推進する。

## 2 具体的な取組

- (1) 市町村推進活動目標の設定と実行
  - 各市町村毎に目標設定した内容について、情報共有を図るとともに、実のある推進活動に向けた助言を行う。
  - 着実な実行に向け、年度途中に取組状況報告の場を設け、取組に対する助言や見直し等を行う。また、年度末には、成果報告と改善等を反映した次期計画の見直しを行い、各市町村の取組について情報共有を図る。
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携
  - 上記(1)で取り組む市町村と連携し、個別に課題整理や解決策を検討する。
  - 事業推進に関する研修会を実施（2回以上）し、広域化や土地改良区との連携による活動事例等をもとに、組織の体制強化に向けた普及啓発を図る。
  - 広域化や取組優良事例について、組織へのインタビュー等を介して情報を収集し、広報誌の発行（3回以上）を通じて、県下全域の普及啓発を図る。
- (3) 活動終期を迎える組織の継続促進
  - 令和4年度で農地維持支払が活動終期を迎えた13組織については、県・市町村と連携し、次期5カ年活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。
  - 令和5年度で農地維持支払が活動終期を迎える224組織について、県・市町村と連携し、当該年度中から活動継続に向けた個別協議や指導・助言に取り組む。
- (4) 新規設立組織の着実な計画認定の支援
  - 市町村における新規及び広域化認定を支援するため、県内8組織（1,095ha）を対象に、県・市町村と連携し、活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。
- (5) 対象面積が大きくカバー率の低い重点市町村における事業推進
  - 都城市が取り組む、広域化に向けた取組について推進等を支援する。
  - えびの市が取り組む、広域協定への加入に向けた推進等を支援する。
- (6) 畑地帯における事業推進
  - 県・市町村と連携の下、大規模土地改良事業実施の土地改良区へ推進し、取組面積を拡大する。